

摂津市議会

建設常任委員会記録

平成22年12月1日

摂津市議会

目 次

建設常任委員会

12月1日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第71号所管分の審査	2
議案第94号所管分、議案第95号の審査	2
質疑（原田平委員）	
議案第108号の審査	4
議案第109号の審査	4
議案第77号の審査	4
議案第73号の審査	4
補足説明（水道部長）	
議案第100号の審査	5
採決	6
請願第1号の審査	6
請願紹介議員説明（山崎雅数議員）	
質疑（木村勝彦委員、原田平委員）	
理事者への意見聴取（原田平委員、木村勝彦委員）	
閉会の宣告	11

建設常任委員会記録

1. 会議日時

平成22年12月1日(水) 午前10時 開会
午前11時40分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 山本靖一 副委員長 大澤千恵子 委員 藤浦雅彦
委員 木村勝彦 委員 原田平

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正
都市整備部長 小山和重 同部次長兼建築指導課長 大田博和
建築住宅課長 林弘一
土木下水道部長 宮川茂行 同部次長 藤井義己
同部参事兼道路課長 堀和夫
交通対策課長 山本博毅 下水道業務課長 石川裕司
下水道管理課長 山口繁 同課参事 川上昭人
下水道整備課長 西村克己
水道部長 中岡健二 同部次長兼工務課長兼浄水課長 原正己
同部参事兼営業課長 東角泰典 総務課長 東田眞介
請願紹介議員 山崎雅数

1. 出席した議会事務局職員

事務局局次長 藤井智哉 同局書記 田村信也

1. 審査案件(審査順)

議案第71号 平成22年度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管分
議案第94号 摂津市立自動車駐車場指定管理者指定の件所管分
議案第95号 摂津市立自転車駐車場指定管理者指定の件
議案第108号 摂津市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件
議案第109号 摂津市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第77号 平成22年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
議案第73号 平成22年度摂津市水道事業会計補正予算(第2号)
議案第100号 大阪広域水道企業団を組織する市町村数の増加及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件
請願第1号 生活道路の変更と安全対策に関する請願

(午前10時 開会)

○山本靖一委員長 ただいまから建設常任委員会を開会します。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

きょうは師走の何かとお忙しい中、建設常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は昨日の本会議で当委員会に付託されました案件についてご審査を賜るわけでございますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

一たん退席いたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○山本靖一委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は木村委員を指名します。

審査の順序につきましては、御手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

議案第71号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時3分 休憩)

(午前10時4分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

議案第94号所管分及び議案第95号の審査を行います。

本2件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

原田委員。

○原田平委員 補正予算案において債務負担行為ということで挙げられておりますけれど、3年間で4億908万4,000円と限度額の設定をされるわけですが、これに対して、それぞれフォルテ摂津の指定管理者における金額等についてお教え願いたいと思います。

○山本靖一委員長 山本課長。

○山本交通対策課長 原田委員の指定管理者に係る限度額、フォルテ摂津ということでしたので、フォルテ摂津自動車駐車場につきましては3年間、23年度から25年度まで1億1,607万3,000円を想定いたしております。また、フォルテ自転車駐車場につきましては、3年間で1億1,106万8,000円を想定いたしております。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田平委員 摂津都市開発株式会社の平成21年度の決算状況で、フォルテ摂津の自動車駐車場につきましては、総額3,869万1,000円の決算が行われております。決算審査の委員会でも申し上げましたように、やはり、人件費として2,442万余りの支出です。このように以前より指摘をいたしておりましたように、歳入と歳出のバランスが反対になってきているという状況であります。そんな状況でやはり検討しなければならないというように今、思うわけで、摂津都市開発株式会社への指導に当たるわけですが、人件費の削減等もやはり検討に入らなければならないというふうに思うわけであります。

そこで、人件費が主に占めておるわけですが、以前にも指摘をいたしました。料金精算の機械化を導入すべきだというふうに考えております。これについての考えを聞きたいというふうに思いますし、続いて、いわゆる料金の問題がありまして、この第4次行財政改革の市有財産の活用ということでありまして、その中に、市有財産をこれまで以上に効果的に活用する必要があるということでありまして、このフォルテ摂津の駐車場の料金、これは検討しなければならないということも決算審査の委員会で指摘をいたしました。その後、平成23年度予算編成に向けて、どのような取り組みをされているのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○山本靖一委員長 山本課長。

○山本交通対策課長 フォルテ摂津の指定管理にかかる費用でございますけれども、先ほど申し上げましたフォルテ自動車駐車場の3年間1億1,607万3,000円、年度割にいたしますと3,869万1,000円は当該年度、22年度、21年度と同じ額を計上させていただいております。

委員指摘どおり、人件費に係る割合が高いということを十分承知しております。

また、せんだっての決算審査の委員会での自動車駐車場の料金のお話も十分お伺いした中で、せんだってでもご報告申し上げましたけれども、他市の状況も見た中で、検討する課題かとは存じておりますけれども、市のほうでデフレをあおるような料金設定ということについても検討する必要があるかなというふうに思っておりますので、今後の検討課題かと思っております。

○山本靖一委員長 機械化の問題についても、両方とも同じ答弁でよろしいです

か。

山本課長。

○山本交通対策課長 今後、機械化の検討も一つの検討課題かとは存じております。

ただ、車路の問題でありますとか、料金カードの位置の問題等もございますので、それも踏まえて検討課題の一つだと思っております。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田平委員 平成21年度で3,200万円の収入でありまして、支出が先ほどありましたように3,800万円余りになります。この差額のものが市財政で補てんをしなければならないという状況であります。

そういった意味で、先ほど申し上げましたように機械化とあるいは料金の見直しについては、早急の課題であるというように思うわけであります。

こんな状況で、今後、もう平成23年度の予算編成の段階で提出段階が来ていると思います。市長との会派懇談会等も予定されておりますけれども、そういった中において、方針を早急に立てられるようお願いをしたいというふうに思うわけであります。

そんな状況で、いろいろ意見を申し上げたいところでありますが、南摂津駅前の問題とか、各駐車場の利用状況あるいは金額設定、あるいは今度は経費の問題も最低限というか慎重にやらなければならないと思うわけで、総括的にそういった問題について、課長のほうから答弁いただきましたけれども、部長のほうからの考えを再度聞きたいと思います。

○山本靖一委員長 宮川部長。

○宮川土木下水道部長 確かにご指摘のとおりかと思っております。

今回、指定管理ということで3年間延

長ささせていただいて、3年間でそれぞれの組織、私どものほうとしますと、摂津都市開発株式会社と社団法人摂津市シルバー人材センター、こちらのほうへお願いすることになるんですが、今後、対外的に民間と肩が並べられる、そういう体づくりは私どもも施設を管理する以上、どういうふうな経営が好ましいかということをやはり把握し、勉強もしながら、それぞれの指定管理者へ向けて、指導していかなければならないかなどこのように考えておるところでございます。自転車にしろ、自動車にしろ、それぞれの実態を把握していきたいなというふうに考えているところが現状でございます。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田平委員 指定管理の先が摂津都市開発株式会社であります。ご案内のとおり、箕面市で経営破綻を起こしました都市開発株式会社があります。本市も経営状況が余りよくないというふうに私は感じておるわけであります。あくまでも、株式会社でありますし、摂津市も株主、そして一般の企業の方の株主も参入をしていただいておりますので、そういった状況を踏まえて、経営のあり方というものを検討していかなければならないというふうに思いますので、その点は慎重に扱われるようお願いを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○山本靖一委員長 ほか、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時10分 休憩)

(午前10時11分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

議案第108号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時12分 休憩)

(午前10時12分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

議案第109号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時13分 休憩)

(午前10時14分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

議案第77号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時15分 休憩)

(午前10時16分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

議案第73号の審査を行います。

補足説明を求めます。

中岡部長。

○中岡水道部長 議案第73号平成22年度摂津市水道事業会計補正予算(第2号)につきまして、補足説明させていただきます。

今回、提案させていただいた債務負担

行為の追加補正は、開閉栓業務委託事業につきまして、委託業者を本年度中に決定し、来年度4月1日から民間委託をするためのものがございます。

まず、委託業者につきましては、府下水道事業体における開閉栓業務等受託実績などを勘案し、指名競争入札で決定する予定でございます。

入札に参加させる業者には、事前に適正かつ円滑に業務を遂行できる能力を有しているか部内でヒアリングと書類審査を行って選定いたします。

入札により業者が決定しましたら、円滑に委託業務を実施できるように、平成23年3月から開閉栓業務の研修及び引き継ぎを行い、4月1日から開閉栓業務の委託を開始いたします。

現在、営業課では正規職員9名、再任用職員3名、非常勤職員1名で業務を実施しておりますが、今年度末に正規職員が1名定年退職をいたします。

今回の開閉栓業務の委託により、今後、人件費等の経費を削減できると同時に、職員は現地精算業務や給水停止業務に重点をおけるため、増収にもつながるものと見込んでおります。

以上、補正予算（第2号）の補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山本靖一委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

（午前10時17分 休憩）

（午前10時18分 再開）

○山本靖一委員長 再開します。

議案第100号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山本靖一委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

（午前10時19分 休憩）

（午前10時20分 再開）

○山本靖一委員長 再開します。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山本靖一委員長 討論なしと認め、採決いたします。

議案第71号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第73号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第77号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第94号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第95号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○山本靖一委員長 全員賛成。
よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第100号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第108号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第109号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

(午前10時22分 休憩)

(午前11時13分 再開)

○山本靖一委員長 再開いたします。

請願第1号の審査を行います。

紹介議員から説明を求めます。

山崎議員。

○山崎雅数議員 それでは、請願の趣旨説明をさせていただきます。

まず初めに、紹介議員が私一人となったことでいろいろご迷惑をおかけしております。おわび申し上げます。

本件は新しい市営住宅の建設工事に伴い市道三島23号線が整備される計画において、歩道の取り付けが市営住宅側になっておりますが、本来、道路両側に歩道は必要と考えますけれども、道路標準などでできないとなれば、歩行者、自転車の通行には計画の反対側、これに歩道

の取り付けを行うほうが安全ではないかという考えから、計画の変更を求めて、二つの請願項目について、採択をお願いするものです。

現在の市道三島23号線は、車の通行をさせない制限がされております。計画のままでは、住宅ができて車両の通行ができるようになります。そうすると、住宅への進入口と歩道が交わることとなります。北側に歩道の取り付けを行えば、温水プール側から市役所側へ抜ける歩行者、自転車、これの動線と車両が交差をせず、歩行者、自転車はより安全に通行ができるのではないかと考えております。自転車と歩行者の事故もふえており、より安全な歩道が求められます。通行者が歩道に集中するという事を考えると自動車との分離という点で北側に取りつけるほうがすぐれていると考えるものです。

市営住宅ができ、新しく住まれる方にとっても、他の市民にとっても、この道路は通学・通勤に使われる生活道路であり、通行者の安全が図られるものでなくてはならないと考えます。

現在、1日1,300人を超える利用者をより安全に通行できるような安全策が必要と考え、この時期の請願となりました。

完成をすれば、この先何年も使用することになる道路ですから、最大限よいものにして、後悔の残らないようにご賢察いただきたいと思います。慎重審議の上、御採択をよろしくお願いいたします。

以上、提案の理由といたします。

○山本靖一委員長 説明が終わりました。質疑に入ります。

木村委員。

○木村勝彦委員 市民の安全・安心を確保することは行政の大きな責務であり、議会のほうもそのことについて、やっぱ

り十分協力していくということは十分承知をしておるんですけども、仮にこの請願が通ったとしたら、市営住宅が今、入居をされておられません、再来年に入居される予定ですけど。だから、サイレント・マジョリティというんですか、静かな多数、まだ住民がいてはらへんのだから、そういう点では、私はそこにもし、入居者が入ってこられたときに、やっぱり歩道が市営住宅側につけるべきではないかというような問題が起こって、また逆の請願が出てきたときには、我々としてはどうしたらいいのかということになってきますし、もう既に我々は予算もそのことは承認をして、これはもう全会一致で予算も承認されておると思うんです。だから、そういう中で工事が今、進められてきていることが、今、物理的に移すことが可能なのかどうか、その辺のことを考えると非常に私は厳しい問題がありますし、この請願を全面的に採択をするということについては、私たち議会は大きなやっぱり責任を負うことになってきます。住民同士がいがみ合うその元を議会もそのことについて承認をしたということになってきますと大きな問題になってきますし、そういう点ではこの請願について、私は慎重に扱っていかねばならないと思います。

ほかの委員の意見も出していただきながら、私はこの問題をどう軟着陸さすかということについて、大変私自身も苦慮しております。だから、そういう点では、今、この請願で出ております安全対策を強化することというようなことがうたわれておりますけれども、当然強化することは大事でありますけれども、その強化をする中にやはり歩道を下垣内さん側に持っていくということも含まれておるといふことになれば、非常に私は難しい問

題が起こってくると思います。今の現状を変えられると、物理的に変えられるということが可能であるとすれば、私はそれはいいと思うんですけども、行政のほうでは既に予算執行して工事を進めておりますし、それが今さら変更ができるということについて可能であるのか、可能でないのか、その辺のことも私たちは十分に見きわめて判断をしなければならぬと思います。

そういう点では、ほかの委員もまた、意見を出していただいて、私は判断をしていきたいと思います。

○山本靖一委員長 答弁のほうはよろしいですか。

ほかの方の意見をいただくということでもよろしいでしょうか。

原田委員。

○原田平委員 請願者の意向、あるいは紹介議員の意向等もあります。こういった請願については、やはり慎重に審議をしなければならないということもありますが、市民の思い、請願者の思いを踏まえてやはり、行政側がどのように考えているかということも事情聴取をしなければならないというふうに思いますので、できましたら委員会として、行政側の意見も求めたいというふうに思うわけですが、委員長のほうでお取り計らいをお願いいたします。

○山本靖一委員長 暫時休憩します。

(午前11時20分 休憩)

(午前11時25分 再開)

○山本靖一委員長 再開いたします。

今、請願紹介議員のほうから説明をいただいたんですが、改めて理事者のほうから今までの到達点、それからその今の状況を説明していただいて、それでまた、委員会としての判断をしていきたいと思っておりますので申しわけありませんけれども、

理事者のほうから今の到達点について教えていただきたいと思います。

小山部長。

○小山都市整備部長 今、委員長のほうから改めて説明ということでございました。

この市営住宅の設計に関しましては、設計会社を通し、警察とも協議しながら歩道設計について進めてまいりました。

詳細な説明は後ほど林課長のほうから説明させますが、警察や道路管理者と協議して、最終的に市営住宅側に歩道を設置という結果になって、現計画を進めているわけでございます。

林課長のほうから詳細に説明させますので、よろしくをお願いします。

○山本靖一委員長 林課長。

○林建築住宅課長 それでは、私のほうから市営住宅建て替え事業に伴う市道三島23号線の考え方につきまして、黒板にちょっと貼らせていただいている配置図を拡大したもの、交差点の拡大図で説明させていただきます。

なお、設計協議、警察協議につきましては、土木下水道部のご協力を得ておりますので、申し添えておきます。

市道三島23号線は、現在、車両通行禁止の道路となっております。歩行者と自転車の通行のみとなっております。市営住宅建設の完成に伴って、車両通行禁止は、三島2丁目南交差点から市営住宅の駐車場入り口部分については解除する方向で協議しております。

ただ、通行する車両につきましては、市営住宅関係者と考えて通行量が少なく、警察との協議では市営住宅の専用車両の出入り口のみという判断をされ、三島2丁目南交差点の改良は行わないことになりました。そのため、信号機の設置及び追加につきましては行いませんので、北

側歩道、こっち側に歩道を設置することになれば、歩行者は千里丘三島線、この分です、千里丘三島線の横断歩道のないところ、この部分を横断することになり危険となります。また、モノレール摂津駅方面から三島2丁目交差点を通過して、シオノギへ通行される歩行者が大変多いので、横断歩道は現状の南側位置、こちらの位置のほうが安全上好ましいと考えております。

交差点付近以外の歩道の位置につきましても警察協議を行いました結果、歩行者通行が発生する側、つまり、市営住宅、地域福祉活動支援センター側に持つていくほうが安全対策上望ましいということで警察から意見をいただいております。

また、現道、この部分、現道南側は歩道であります。ここを北側の歩道に持つていった場合、この部分が交差する形になりますので、ちょっと危険箇所にもなってきます。

あと、三島23号線と駐車場出入り口の交差部分ですね、この部分につきましては、車両が歩道を横断することになり、一たん停止、安全確認をして通行するような形になります。そのため、出入りの車両に対しましては、とまれ表示や路面の一たん停止表示とあとそれに伴って、カーブミラーの設置を行い、安全対策を講じています。

以上のことによりまして、南側歩道の設置のほうがいいと、南側歩道の設置といたしました。

通行量につきましては、請願書調査と市の調査の差につきましては、ほぼ一致しております。

○山本靖一委員長 説明が終わりました。この際、質問がありましたらお受けします。

原田委員。

○原田平委員 請願者の意向について、やはりいろいろ検討しなければならないというふうに思うわけでありませう。

そういう中であって、歩道幅員が3メートルです。これについて歩道をもう少し狭くして、その部分を北側に、例えば路側帯とかそういうことを設置をするとかいろいろな方法が交通安全対策があろうかと思うんであります。そういったことも、直ちにというわけにはいかないと思っておりますので、そういったことも検討課題として、請願者の意向も踏まえて実施できるようなことにならないのかどうかですね。時間もかかるようであれば時間を経て、そういったことを聞かせていただいて、どうしても無理だということであれば、私たちはそれなりの判断をしていきたいというふうに思うんでありますが、そういったことを踏まえて、一遍検討に値するというように思うんでありますが、いかがでしょうか。

○山本靖一委員長 小山部長。

○小山都市整備部長 今の歩道を北側と南側に分割して検討できないかというご質問でございますが、この道路につきましては、道路構造令に合致する道路ということにはならないんですけれども、新設道路につきましては、今後、市が整備する道路としましては、道路構造令を遵守してまいりたいという観点から、道路構造令では歩道は最低2.5メートル、車道側に安全さく等を設置する場合は最低2.5メートルの幅員が必要となります。そういう観点から、ここの歩道につきましては3メートルで計画しております。その道路の幅員を一部北側に持っていくということになりますと、両方とも道路構造令に合致しない歩道になってしまいますので、そういう点から片側に寄せて、基準どおりの歩道を設けることが

より安全性を保てるということを考えておりますので、現段階では歩道を分割するという点については、検討しておりません。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田平委員 2メートル50センチということで、50センチ分の余裕はあるということでありませう。

歩道ということでもなくとも、安全対策ということであれば、例えば路側帯を引くとか、あるいは側溝部分を埋め立てて、L字型の側溝にすることによって、歩道の設置ということでもなくとも、路側帯を設置するとか、そういったいろいろな安全対策があろうかと思うんです。

そういったことも踏まえて、一遍検討に値するのかどうかということをお願いしておりますので、その辺を聞かせていただきたいと思っております。

○山本靖一委員長 小山部長。

○小山都市整備部長 今のご質問の中で、側溝につきましてはL型側溝で設計しております。一部路側帯でも設置可能かどうかというご質問なんですけれども、全線にわたる路側は非常に難しい部分があります。一部用地的に角地のようになっているところがありますが、そういうところについては、車道以外の部分として路側的な扱いのものは出てきます。

もう一つ、交差点よりで若干歩道をいじめ、歩道自身はいじめられないんですけれども、若干支援センター側に歩道をふる検討は可能かなと。それも1メートルというオーダーではございませう。例えば、50センチ未満ぐらいになるかもわかりませうが。そういった、反対側にももう少し広くというんですか、空地を開けて、そこに対する安全対策を検討することは今後、警察との協議もありますが、その辺は警察と詰めながら、も

う一度再検討ということは考えられると思います。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田平委員 請願は速やかに採択をするということがあろうかと思うんですけども、先ほどの部長の説明によりまして、やはり、時間を要するということがありますし、まだ、この工事については着工はまだ先だろうというふうに思いますので、この請願については、継続的に審査をしていくということで取り扱いさせていただきたいということを提案申し上げます。

○山本靖一委員長 ほかに質問ありませんか。

木村委員。

○木村勝彦委員 今の原田委員の継続的な審議ということも私は一つの方法だと思います。

ただ、市営住宅の入居が再来年始まります。だから、そういうことになってきますと、仮に市営住宅に入居されて、再来年、その住民のほうから「歩道はこちらにするべきではないか。」と。仮にいじめたり、反対側に移したりしたときには、やっぱりそこから意見が出てくると思うんです。

だから、さっきも申し上げたように、まだ入居されておらない三つの市営住宅を集約して、そこに入ってこられる入居者がどういう考え方を持たれるかということも我々にとっては大きな関心事ですので、そういう点で改善の余地があるということであれば、ある程度改善、私はしていかなければならないと思いますけれども、今の現状の中でどこまでの改善が担当部としてできるかと。例えば、白線を引くということは可能なのか、今、部分的ということもありましたけれども、そのことで果たして歩行者だけでなしに

車も通行するんですから、その歩行者の安全がその線を引くことによって確保されていくものなのか、かえって事故が起こる可能性ということも出てくるかもわかりません。

その辺の可能性について、やっぱり担当部としてどのように認識されるか、一遍聞いておきたいと思います。

○山本靖一委員長 小山部長。

○小山都市整備部長 今、歩道の検討、50センチ未満になるかもわかりませんが、市営住宅側へ振るという説明をさせていただきましたが、それは全線にわたることは今のところはかなり無理だと思っています。警察と協議した中では、やはり車道、歩道幅員を確保したほうが良いということで協議いただいておりますので、部分的に例えば、支援センターのポケットパーク的なところがございましてけれども、その部分を何とか工夫しながら、交差点付近で何とかできないか。全線にわたる検討というのは、警察も協議していただけないかなとは思っています。その辺も今、私が判断しているだけで、警察とも最終的な協議をいたしておりませんので、今後、その協議をさせていただきたいと思っております。全線にわたるというのはちょっと難しいかなと思っております。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村勝彦委員 ある程度、この請願の意向に沿って、改善できる部分があるとなれば、それは改善してもらったらいんですけれども、この請願は反対側にその歩道を移せということですから、これは非常に難しい問題が出てくると思います。先ほど申し上げたように、こっちを移すことによって、市営住宅の入居者が何でこっちやねんと、こっちのほうが居住者多いやないかというような意見が出てくる可能性もありますし、そういう点

ではその辺のことを十分見きわめながら我々は判断していきたいと思いますので、先ほど、原田委員のほうからも提案がありましたように、この問題、引き続いて当委員会で審議していくという形をとるべきだと考えますので、委員長のほうで判断お願いいたします。

○山本靖一委員長 ほか、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山本靖一委員長 以上で本日の質疑を終わります。

本委員会のくくりとして、今、提案いただきました閉会中の継続審査という形におさめさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山本靖一委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

以上で本委員会を閉会いたします。

（午前11時40分 閉会）

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

建設常任委員長 山 本 靖 一

建設常任委員 木 村 勝 彦